

30林整治第2654号
平成31年 3月29日

各都道府県知事 宛

農林水産事務次官

国家戦略特別区域における「森林法に基づく保安林及び保安施設地区
関係事務に係る処理基準について」の取扱いについて

保安林を森林以外の用途に供する必要が生じた場合の指定の解除の取扱いについては、森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づき、適正に対処しているところであるが、国家戦略特別区域諮問会議（第37回（平成30年12月17日））において、「追加の規制改革事項と早急に検討する事項」として、保安林の解除手続期間の短縮の実現を図る旨の提起がなされたところである。

このため、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第2条第1項に定める国家戦略特別区域における「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知）の適用について別添のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施を図られたい。

以下、命により通知する。

別添

国家戦略特別区域における「森林法に基づく保安林及び保安施設地区
関係事務に係る処理基準について」の取扱い

第1 区域計画への位置付け

- 1 特区法第7条第1項に定める国家戦略特別区域会議が、保安林の指定の解除（第2に定めるものに限る。）について定めた区域計画（特区法第8条第1項に規定するものをいう。以下「区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた保安林の指定の解除に係る「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）の適用については、第3又は第4に定めるとおりとする。
- 2 1の区域計画には、保安林の指定の解除に係る事業の概要及びその実施区域を定めるものとする。

第2 対象となる保安林の指定の解除

都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備する場合に必要となる保安林の指定の解除を対象とする。

第3 保安林の指定の解除に係る用地事情要件の適用を除外する特例

- 1 第1の1の認定を受けた区域計画に定められた保安林の指定の解除に係る事業（以下「当該事業」という。）が、次の各号のいずれにも該当するときは、処理基準第2の1(3)ア(イ)は適用しないこととする。
 - (1) 当該事業が、既に整備された製造場（以下「既存製造場」という。）を拡張するものであり、既存製造場で実施されている事業（以下「既存事業」という。）と一体的に実施されるものであること。
 - (2) 当該事業の実施区域の主たる区域が保安林以外であること。
 - (3) 当該事業の実施区域が既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。
 - (4) 当該事業の実施に伴い森林率35%以上が確保されるものであること。
 - (5) 当該事業が、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、かつ、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。
 - (6) 事業環境の変化等により、既存事業を当該事業の実施区域で拡張する必要があること。
 - (7) 既存事業の実施区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。
- 2 都道府県知事は、この規定に基づいて、保安林の指定を解除したときは、当該事業の実施区域内の残置森林及び造成森林を保安林に指定するものとし、森林法第25条第1項の規定による保安林の指定が必要な場合においては、同法第27条第1項の規定によ

り農林水産大臣に申請するものとする。

第4 解除確定告示の処理の特例

当該事業が、次の各号のいずれにも該当することを都道府県知事が確認したときは、処理基準第2の2(5)中「代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。」とあるのは、「代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。」とするとともに、処理基準第2の2(6)アは適用しないこととし、都道府県知事は当該確認を了した後に解除の告示を行うものとする。

- (1) 保安林の転用に当たって設置される代替施設（当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう設置されるもので、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第48条第2項第2号に掲げる施設のことをいう。）のうち、主要な代替施設（都道府県知事に事前に協議した代替施設の主要部分を構成する排水施設、流出土砂貯留施設、洪水調節施設等のことをいう。以下同じ。）の設置が完了していること。
- (2) 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了期日が明らかであること。
- (3) 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺環境保全等についての措置が適切に講じられることが明らかであること。
- (4) 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害、周辺環境を著しく悪化させる事象等が生じた場合、都道府県知事に報告を行うとともに、復旧作業等が適切に講じられる体制が構築されていること。
- (5) 主要な代替施設以外の代替施設が設置されなかった場合、解除区域について保安林の機能を回復させる措置が講じられることが明らかであること。

30林整治第2704号
平成31年 3月29日

各都道府県知事 宛
各森林管理局長 宛

林野庁長官

国家戦略特別区域における「保安林の転用に係る解除の取扱い要領」の取扱いについて

保安林を森林以外の用途に供する必要が生じた場合の指定の解除の取扱いについては、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の規定に基づき、適正に対処しているところであるが、国家戦略特別区域諮問会議（第37回（平成30年12月17日））において、「追加の規制改革事項と早急に検討する事項」として、保安林の解除手続期間の短縮の実現を図る旨の提起がなされたところである。

このため、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第2条第1項に定める国家戦略特別区域における「保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について」（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知）の適用について別添のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施を図られたい。

別添

国家戦略特別区域における「保安林の転用に係る解除の取扱い要領」の取扱い

第1 区域計画への位置付け

- 1 特区法第7条第1項に定める国家戦略特別区域会議が、保安林の指定の解除（第2に定めるものに限る。）について定めた区域計画（特区法第8条第1項に規定するものをいう。以下「区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた保安林の指定の解除に係る「保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について」（平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通知。以下「転用解除通知」という。）の適用については、第3又は第4に定めるとおりとする。
- 2 1の区域計画には、保安林の指定の解除に係る事業の概要及びその実施区域を定めるものとする。

第2 対象となる保安林の指定の解除

都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備する場合に必要な保安林の指定の解除を対象とする。

第3 保安林の指定の解除に係る用地事情要件の適用を除外する特例

- 1 第1の1の認定を受けた区域計画に定められた保安林の指定の解除に係る事業（以下「当該事業」という。）が、次の各号のいずれにも該当するときは、転用解除通知第2の3(1)アは適用しないこととする。
 - (1) 当該事業が、既に整備された製造場（以下「既存製造場」という。）を拡張するものであり、既存製造場で実施されている事業（以下「既存事業」という。）と一体的に実施されるものであること。
 - (2) 当該事業の実施区域の主たる区域が保安林以外であること。
 - (3) 当該事業の実施区域が既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。
 - (4) 当該事業の実施に伴い森林率35%以上が確保されるものであること。
 - (5) 当該事業が、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、かつ、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。
 - (6) 事業環境の変化等により、既存事業を当該事業の実施区域で拡張する必要があること。
 - (7) 既存事業の実施区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。
- 2 この規定に基づいて、保安林の指定を解除したときは、都道府県知事は、当該事業の実施区域内の残置森林及び造成森林を保安林に指定するものとし、法第25条第1項の規定による保安林の指定が必要な場合においては、法第27条第1項の規定により農林

水産大臣に申請するものとする。

第4 解除確定告示の処理の特例

当該事業が、次の各号のいずれにも該当することを都道府県知事が確認（以下「当該確認」という。）したときは、転用解除通知第2の3(3)ア(ア)中「3の(1)のオの代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられたか、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。」とあるのは、「3の(1)のオの代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。」とするとともに、転用解除通知第2の3(3)イ及び転用解除通知第2の3(4)は適用しないものとする。また、都道府県知事は、法第26条により規定されている保安林については、当該確認を了した場合に速やかに林野庁長官に報告するものとし、法26条の2により規定されている保安林については、当該確認を了した後に解除の告示を行うものとする。

- (1) 保安林の転用に当たって設置される代替施設（当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう設置されるもので、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第48条第2項第2号に掲げる施設のことをいう。）のうち、主要な代替施設（法第26条により規定されている保安林については林野庁長官、法第26条の2により規定されている保安林については都道府県知事に、事前に協議した代替施設の主要部分を構成する排水施設、流出土砂貯留施設、洪水調節施設等のことをいう。以下同じ。）の設置が完了していること。
- (2) 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了期日が明らかであること。
- (3) 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等についての措置が適切に講じられることが明らかであること。
- (4) 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害、周辺の環境を著しく悪化させる事象等が生じた場合、都道府県知事に報告を行うとともに、復旧作業等が適切に講じられる体制が構築されていること。
- (5) 主要な代替施設以外の代替施設が設置されなかった場合、解除区域について保安林の機能を回復させる措置が講じられることが明らかであること。

30林整治第2705号
平成31年 3月29日

各都道府県林務担当部長 宛

林野庁森林整備部治山課長

国家戦略特別区域における「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る
農林水産大臣の同意の基準等について」の取扱いについて

保安林を森林以外の用途に供する必要が生じた場合の指定の解除の取扱いについては、森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づき、適正に対処しているところであるが、国家戦略特別区域諮問会議（第37回（平成30年12月17日））において、「追加の規制改革事項と早急に検討する事項」として、保安林の解除手続期間の短縮の実現を図る旨の提起がなされたところである。

このため、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第2条第1項に定める国家戦略特別区域における「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」（平成12年6月23日付け12-21治山課長通知）の適用について別添のとおり定めたので、御了知願いたい。

別添

国家戦略特別区域における「森林法第 26 条の 2 第 4 項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」の取扱い

第 1 区域計画への位置付け

- 1 特区法第 7 条第 1 項に定める国家戦略特別区域会議が、保安林の指定の解除（第 2 に定めるものに限る。）について定めた区域計画（特区法第 8 条第 1 項に規定するものをいう。以下「区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた保安林の指定の解除に係る「森林法第 26 条の 2 第 4 項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」（平成 12 年 6 月 23 日付け 12-21 治山課長通知。以下「同意基準」という。）の適用については、第 3 に定めるとおりとする。
- 2 1 の区域計画には、保安林の指定の解除に係る事業の概要及びその実施区域を定めるものとする。

第 2 対象となる保安林の指定の解除

都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備する場合に必要となる保安林の指定の解除を対象とする。

第 3 保安林の指定の解除に係る用地事情要件の適用を除外する特例

- 1 第 1 の 1 の認定を受けた区域計画に定められた保安林の指定の解除に係る事業（以下「当該事業」という。）が、次の各号のいずれにも該当するときは、同意基準 1 (3) ア (イ) は適用しないこととする。
 - (1) 当該事業が、既に整備された製造場（以下「既存製造場」という。）を拡張するものであり、既存製造場で実施されている事業（以下「既存事業」という。）と一体的に実施されるものであること。
 - (2) 当該事業の実施区域の主たる区域が保安林以外であること。
 - (3) 当該事業の実施区域が既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。
 - (4) 当該事業の実施に伴い森林率 35%以上が確保されるものであること。
 - (5) 当該事業が、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、かつ、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。
 - (6) 事業環境の変化等により、既存事業を当該事業の実施区域で拡張する必要があること。
 - (7) 既存事業の実施区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。
- 2 都道府県知事は、この規定に基づいて、保安林の指定を解除したときは、当該事業の実施区域内の残置森林及び造成森林を保安林に指定するものとし、森林法第 25 条第 1 項の規定による保安林の指定が必要な場合においては、同法第 27 条第 1 項の規定によ

り農林水産大臣に申請するものとする。